

総務省 規制の事前評価書

(消防活動阻害物質の追加)

所管部局課室名：消防庁危険物保安室

電話番号：03-5253-7524

e-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

評価実施時期：平成 27 年 5 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

- 消防活動阻害物質とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 1 項に規定する「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」をいい、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている（法第 9 条の 3 第 1 項）。

消防法令では、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物及び同条第 2 項に規定する劇物のうち、一定の要件を満たすものを消防活動阻害物質として定めている（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号））。

これらの消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。

このため、これらの物質の所在について届出をさせることにより、消防機関は、まず火災の予防の段階において適切な査察指導を行って火災発生未然防止の徹底を図り、次に実際の火災の場合に、これらの物質から発生する特異かつ重大な危険が付近の住民に波及することを防止し、かつ、消火活動にあたる消防職員等が特異かつ重大な危害にさらされることを防止してその犠牲を少なくするための対策を立てることをねらいとして、当該規制が設けられた。

- 消防庁では、消防活動阻害物質の貯蔵等の現状を把握して保安の確保を図ることを目的として消防活動阻害物質の追加指定等に係る検討を行っており、平成 26 年度に「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）を開催した。当該検討会において、流通実態を考慮しつつ、加熱による蒸気の発生に伴う人体への影響等の危険性の評価をした結果、「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定が適当とされたことを受け、費用便益分析の結果等を踏まえて、指定が必要と判断した。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

① 新設又は改廃の目的

「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施を可能とし、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することを可能とすることを目的とする。

②新設又は改廃の内容

流通実態や人体への影響等を勘案し、「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵、又は取り扱う者に課されることとなる届出義務について、一定の周知期間(約6ヶ月を予定)を設ける。

③新設又は改廃の必要性

消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等で火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒ガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害を生ずる危険性がある。「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」は、平均粒径が420μm未満の粉粒状であるため有害な粉体が煙状に拡散しやすく、また、500℃から800℃において有害ガスが発生することから、その危険性を踏まえ、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を把握する必要がある。

○関連する主要な政策：

国民生活と安心・安全 政策19「消防防災体制の充実強化」

○法令の名称・関連条項とその内容

- ・消防法第9条の3（圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出）
- ・危険物の規制に関する政令別表第2（1）～（18）
- ・危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令第2条

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たに消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵、又は取り扱う旨の届出を行う必要があるが、届出に係る事務費用・交通費等、必要な費用は限定的である。

② 行政費用

消防機関に届出があった場合、消防機関には火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防活動阻害物質が指定されても、現在指定されている、同等の性質を有する他の消防活動阻害物質の特性を参考として対策を講じることができ、現行体制で対応可能と考えられるため、人員という観点からは新たな負担は限定的である。また、新たに消防活動阻害物質が指定されることに伴う周知や適切な査察指導を行う必要が生じるが、現行の消防活動の一環で行える部分もあり、新たな負担は限定的である。

③その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

①遵守便益

事業者が消防活動阻害物質としての届出を行うことで、その物質における危険性を把握し、事業所の安全対策の徹底を図ると考えられることから、重大な事故の防止につながり、ひいては従業員の生命、身体及び財産を守ることができるとともに事故が万が一起こった場合でも、周辺の住民等への賠償も軽減されることが考えられる。

②行政便益

消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として規定し、その所在についてあらかじめ届出をさせ、この届出に基づき、消防機関が火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることで、火災等の際に、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となり、また、消防活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止してその犠牲を少なくすることができる。これらの具体的な定量化及び金銭価値化による分析は困難である。

③その他の社会的便益

災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

危険物行政においては、危険物規制に係る許認可等の事務を都道府県又は市町村長が自治事務として行い、基準や手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。

今回の規制は、学識経験者、消防関係者、関係団体等の参画を得て開催した検討会における協議の結果、必要最小限の安全対策として合意を得たものであり、その水準は合理的なものであると考えられる。

規制の見直しに伴う費用については、現在消防機関が有している情報・経験等により、新たな費用負担は限定的となる一方、当該規制により、事前に消防活動阻害物質の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施が可能となり、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となるという便益が発生する。このように、便益が発生することを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

代替案なし。

(理由)

前述のとおり、危険物行政においては、基準や手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。これは、危険物の規制は高度に技術的な内容を含んでいること、同一の危険物に対する規制に係る基準が自治体間で異なると関係事業者等に必要以上の負担を強いることになり経済活動の障害となるおそれ大きいこと等によるものであり、今回の規制についても同様の理由から、その制定主体を

自治体に委ねることは適当ではない。

また、消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を把握しない場合、当該物質が爆発し、あるいは有毒ガス等を発生した際に、迅速かつ適切な消防活動を行えないことから、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害が予測される。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

平成 26 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書」（平成 27 年 3 月））において、「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・平成 26 年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kasai_chosa/index.html)

6. レビューを行う時期又は条件

当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。